

記

- 1 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第2の3（3）のとおり、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級とする。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第2の1（4）のとおりであるが、詳細は、別添1の表のとおりである。
- 3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていること確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添1の表のとおりである。
なお、障害基礎年金については、年金支払通知書又は年金振込通知書に記載されている支払金額により障害等級を特定することができることから、別添2を参照して年金の障害等級の確認をする。
- 4 これらの方法によっても確認できない場合には、年金事務所等に対して、申請者本人の同意書を添付の上、文書により照会を行うことにより確認する。

